

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の決定を受けて

本日、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むための新たな「緊急経済対策」が閣議決定された。全国市長会のこれまでの提言が数多く盛り込まれており、取りまとめにあられた与党や政府関係者の方々のご尽力に感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、地方が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するための交付金が創設され、高く評価するものである。交付金の制度については、自由度の高いものとなるよう引き続き求めるものである。

地方税の徴収猶予については、全ての税目にわたることによって、多額の未収が生じることが想定されることから、地方交付税の配分前倒しや減収補てん債の対象税目の拡充など、都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の対策を講じられたい。

固定資産税については、都市自治体の財政を支える安定した基幹税であり、国の経済政策に用いらざるを得なかったことは遺憾であるが、その減収額について、全額国費で補填されることになったことについては、関係者の方々のご尽力に感謝申し上げます。

また、生活に困っている世帯に対する新たな給付金として創設される「生活支援臨時給付金（仮称）」については、その事務を行う場合、都市自治体に混乱と過度な負担が生じることのないよう給付基準を明確にするとともに、事務費については全額国費で対応されたい。

我々都市自治体は、国と協力して、住民の命と健康を確保し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、引き続き必要な対策に全力で取り組む決意である。

令和2年4月7日

全国市長会
会長 立谷 秀清